

第 1 5 5 6 回 島根県教育委員会会議録

| | |
|----|--------------------|
| 日時 | 平成 2 9 年 1 1 月 1 日 |
| 自 | 1 4 時 0 0 分 |
| 至 | 1 6 時 5 0 分 |
| 場所 | 教育委員室 |

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

- 第 12 号 平成 30 年度定期人事異動方針（教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等）について（総務課）
- 第 13 号 知事の権限に属する事務の補助執行について（総務課・教育指導課）
————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第 55 号 17 市町村教育委員会教育長からの要望書について（総務課）
- 第 56 号 平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（教育指導課）
- 第 57 号 平成 29 年度しまね子ども絆づくりサミットについて（教育指導課）
- 第 58 号 平成 29 年度優良 PTA 文部科学大臣表彰（小中学校、特別支援学校）について（社会教育課）
- 第 59 号 平成 29 年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について（社会教育課）
- 第 60 号 平成 29 年度障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰について（社会教育課）
- 第 61 号 第 5 回古代歴史文化賞について（文化財課）
————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(議決事項)

- 第 14 号 平成 30 年秋の叙勲候補者の推薦について（総務課）
————— 以上原案のとおり議決
- 第 15 号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）
————— 以上原案を一部修正のうえ議決

(承認事項)

- 第 6 号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）
————— 以上原案のとおり承認

(協議事項)

- 第 12 号 いじめ「重大事態」報告書について（教育指導課）
————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

- 第 62 号 平成 29 年度人事委員会勧告及び報告の取扱について（総務課）
————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

| | |
|-----------------|-------------|
| 片寄教育監 | 全議題 |
| 松本教育次長 | 全議題 |
| 小仲参事 | 公開議題 |
| 村木教育センター所長 | 公開議題 |
| 仁科総務課長 | 全議題 |
| 内田総務課調整監 | 公開議題 |
| 井手教育施設課長 | 公開議題 |
| 門脇教育施設課管理監 | 公開議題 |
| 福間学校企画課長 | 公開議題、議決第15号 |
| 津森県立学校改革推進室長 | 公開議題 |
| 常松教育指導課長 | 公開議題、協議第12号 |
| 竹下教育指導課管理監 | 公開議題 |
| 村本子ども安全支援室長 | 公開議題、協議第12号 |
| 柿本教育指導課上席調整監 | 公開議題 |
| 佐藤特別支援教育課長 | 公開議題 |
| 佐藤保健体育課長 | 公開議題 |
| 秦健康づくり推進室長 | 公開議題 |
| 前田社会教育課長 | 公開議題 |
| 坂根人権同和教育課長 | 公開議題 |
| 山根世界遺産室長 | 公開議題 |
| 吉本福利課長 | 公開議題 |
| 山本教育センター教育企画部長 | 公開議題 |
| 清水総務課給与グループリーダー | 報告第62号 |
| 井上総務課企画員 | 議決第14号 |
| 堀学校企画課企画幹 | 議決第15号 |
| 笠柄学校企画課企画人事主事 | 議決第15号 |
| 高畑教育指導課調整監 | 協議第12号 |

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

| | |
|-------------------|-----|
| 三浦総務課課長代理 | 全議題 |
| 児玉総務課人事法令グループリーダー | 全議題 |
| 安食総務課企画員 | 全議題 |

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 14時00分

| | | |
|------|-------|----|
| 公 開 | 議決事項 | 2件 |
| | 承認事項 | 0件 |
| | 協議事項 | 0件 |
| | 報告事項 | 7件 |
| | その他事項 | 0件 |
| 非公開 | 議決事項 | 2件 |
| | 承認事項 | 1件 |
| | 協議事項 | 1件 |
| | 報告事項 | 1件 |
| | その他事項 | 0件 |
| 署名委員 | 出雲委員 | |

(議決事項)

第 12 号 平成 30 年度定期人事異動方針(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)について(総務課)

○仁科総務課長 議決第 12 号平成 30 年度定期人事異動方針(教育委員会事務局等職員及び県立学校事務職員等)についてお諮りする。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。この方針の対象となるのは、教育委員会事務局や教育機関、そして県立学校で勤務する事務職員等である。これらの人事については、他の任命権者、とりわけ知事部局と連携しながら、一体的に行っているものである。

資料 1 の 2 ページをご覧ください。ここでは、人事異動方針策定を前に踏まえておかなければならない、県行政及び県教育行政を取り巻く現在の情勢について記載をしている。島根県は、「財政健全化基本方針」に基づき、平成 29 年度の財政収支均衡の達成に向けて、この 10 年間、職員定員の削減や歳出の見直し、歳入の確保などの取組を続け、平成 29 年度において収支均衡の目標を達成し得る状況となった。しかしながら、県の財政基盤は脆弱であり、依然として厳しい状況にあるため、引き続き業務の効率化を図りながら適正な人員配置を行う必要がある。一方で、地方創生、「まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略」を策定し、人口増を目指した新しい戦略も歩み出している。そういったますます高度化、複雑化していく行政課題に対応していくためには、職員が前例にとられない斬新なアイデアを出し、自由闊達な議論を行う中で職務を行う必要がある。また、職員の働く環境全般についても、職員の健康管理や勤務時間の短縮の取組、仕事のやり方、所属の体制などを題材に、各職場での話し合いを通じて改善していくことにより、職員が健康でいきいきと働くことができ、仕事と生活の調和が図られる職場環境を整備していく必要があるとしている。

以下は、主要な部分をご説明する。全般的事項の中の 1. 総括事項、①の人事異動の基本的な考え方では、職員が一人ひとりの能力を最大限に発揮し、意欲と希望をもって、この難関に立ち向かえるよう、能力と実績、意識姿勢に応じた任用を徹底し、適材適所の人事異動を行うとしている。また、④の職員の健康への配慮では、近年、精神疾患等による長期病休者が増加するなど、職員の健康への配慮が重要となっており、職員の健康状態や適性を把握し、人事異動を行うとしている。

資料 1 の 4 ページをご覧ください。2. 異動の基準、①の同一所属の勤務年数等では、同一所属での勤務年数は 3 年を基本としているが、事業の継続性や組織の最適な運営等を考慮し、必要に応じて 3 年を超える人事配置も行うとしている。3. 重点事項、②の教育行政全般に精通した職員の育成である。これは、今回教育委員会として独自に新たに記載した項目である。島根県総合戦略や島根県中山間地域活性化計画において、教育の魅力化を進めていく方針が明らかにされるなど、学校教育・社会

教育の重要性が増してきている。そうした中で、教育の現場を支える教育行政の役割がより重要になってきている。このような状況を踏まえ、中長期的視点に立って、指導主事・社会教育主事等と連携しながら教育行政全体をよりよくマネジメントできる職員の育成を行うとしている。今回の人事においては、このことに力点を置いて対応していく考えである。

資料1の6ページをご覧ください。ここからは、個別的事項である。1から3の役付き職員、管理職、グループリーダー等、係長等の部分は、各職位に応じて求められる能力や資質を記載している。次に、非役付き職員についてである。資料1の7ページの遠隔地への異動に関する部分である。島根県は、東西に長く、また隠岐の島もある。そういった中で、県職員も広く異動をする必要があるため、一部の職種を除いて、企画員という概ね40歳以上で任用される職になるまでに、隠岐・石見部に少なくとも2回以上、出雲部へは1回以上勤務することが定められている。その具体的な適用、職種ごとの遠隔地の適用や遠隔地の範囲については、資料1の8ページに示しているとおりである。

以上が、平成30年度定期人事異動方針の案である。議決後、これを速やかに職員へ周知する。今後、職員は、この方針を踏まえて、自己申告書を所属長へ提出し、所属長と面談して、その情報が人事担当課へ届くことになる。これを受けて人事担当課は年度末に向けて教育委員会を含めた各部局と調整しながら、人事異動作業を行うこととなる。

○真田委員 重点事項で女性職員の登用が挙げているが、大体どれくらいであるか。

○仁科総務課長 この人事異動方針は、知事部局の人事課が作成した人事異動方針を基に、若干、教育委員会特有の項目を設けて作成したものである。女性職員の管理職の割合は、今手元に資料がないが、平成23、24年頃で5%前後であったと記憶しており、今現在はまだ10%に至っていないと認識している。

○藤田委員 遠隔地へ異動しなければならない規定があるが、実際に遠隔地で勤務した職員の声は、何か届いているか。

○仁科総務課長 統計的に集計しているわけではないが、自分が生まれ育った地域と違う地域で仕事をする、その環境の様子を見るということについて、意義があった、またその地域で暮らしてよかったという声を聞いている。

○森委員 この方針を読んでいると、隠岐、石見部への希望者が少ないのだろうかと思う。逆に、隠岐、石見部に行きたい、隠岐、石見部でずっと勤務したいという希望がある場合でも、一度は出雲に戻らないといけない決まりがあるということか。

○仁科総務課長 結論から申し上げますと、決まりはない。本人の希望、家庭の状況、本人の専門性、職場の都合などを踏まえて、場合によっては、隠岐または西部での長期にわたる勤務もあり得る。実際に、そのような事例もある。

○浦野委員 「チャレンジ制度を設けているところである」と記載があるが、このチャ

レンジ制度は既に行われているのか、これから行われるのか伺いたい。

○仁科総務課長 チャレンジ制度は、〇〇課の〇〇業務という個別具体の業務について、やる気のある職員を公募する制度である。以前から行われている制度であり、毎年、複数の課、複数の業務について公募がある。すべての県職員に対して周知され、該当業務をやってみたい職員が手を挙げて、審査を受けることになる。

○浦野委員 例えば、教育庁の職員も、公募のあった所属に手を挙げて、そこに異動する場合もあるということか。

○仁科総務課長 そのとおりである。

○鴨木教育長 教育委員会事務局においても、希望者を募って人事異動を行うというようなチャレンジ制度を適用している例があるか。

○仁科総務課長 近年はない。

○鴨木教育長 意欲の高い職員を配置したい所属が、この制度を活用している。例えば、観光振興、地域振興などの部署で、この制度をよく活用している実態がある。教育委員会においても、今後の検討課題であると考えている。今、教育の魅力化を思い切っただけで進めているところであるので、例えば地域教育推進室、社会教育課などに、この制度を導入することは将来的な課題になっていく可能性はある。

○出雲委員 今回新たに重点事項として、②教育行政全般に精通した職員の育成を盛り込んだということであったが、この育成に関して具体的な計画、プランのようなものはあるか。

○仁科総務課長 具体の計画、プランというものはない。ここの趣旨であるが、②と③を見比べていただきたい。③は、特定の分野・職務に精通した職員の育成である。3年を超える同一所属への勤務や長期にわたる同一業務への従事という点に観点を置いている。3年を原則とした異動の中であって、スペシャリストを育てるためには3年を超える勤務もあるというのが、③の趣旨である。②の趣旨は、教育行政は極めて幅が広い中であって、どれか一つ③のようなスペシャリストの育成ではなく、あくまでも教育行政全般について知識を持つ職員の育成という観点での記述である。したがって、一朝一夕でできるものではないため、今後どれくらいの人数を育てていくのか、どれくらいの中長期視点でもって育てていくのかという視点もあるかと思うが、いずれにしても長い時間をかけて育てていくことになるかと考えている。

○真田委員 資料1の5ページ、キャリア形成促進を図る配置について、例えば社会体験などをされるような考えはあるか。

○仁科総務課長 教育委員会としてキャリア形成促進に関する特定の取組はないが、資料の2段落目に記載しているように、直接住民や地域と接することの多い部署への効果的、効率的な人員配置に努めることとしている。例えば社会教育課では、直接地域の方々と接する機会があり、教育の魅力化という観点では、教育現場だけではなく、地域の方々と接する場面もある。このような機会を通じて、キャリア形成促進を図る

配置という項目を入れているところである。この項目は知事部局と同じ項目としているが、知事部局においては知事部局独自の取組があると思われる。

――原案のとおり議決

第 13 号 知事の権限に属する事務の補助執行について(総務課・教育指導課)

○仁科総務課長 議決第 13 号知事の権限に属する事務の補助執行についてお諮りする。

資料 2 の 1 ページをご覧ください。このたび、地方自治法第 180 条の 2 に基づいて、本来知事の権限に属する事務の一部について、教育庁職員に補助執行させたい旨の協議があった。

補助執行する事務は、保育所、幼稚園型を除く認定こども園等の幼児教育に係る研修に関する事務である。就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であるため、保育所などについても幼稚園と同様に、幼児教育の研修を実施する体制を整える必要がある。その実施にあたっては、教育の専門的知見を有する教育庁職員が行うことが適当であると考えている。ついては、このたび協議のあった事務の補助執行について、異議がない旨、回答したいと考えている。

資料 2 の 2 ページは、知事から提出された協議文書、資料 2 の 3 ページ以降は、9 月定例会における園山繁議員の関連質問に対する教育長の答弁を添付しているので、ご確認いただきたい。

○鴨木教育長 今回、知事部局から、資料に記載している事務について、教育委員会へ手伝いをしてほしい、補助してほしいという趣旨の協議を受けている。資料 2 の 3 ページ以降には、9 月定例会での質問、それに対する私の答弁を添付したが、従来から私も教育委員会としては、幼児教育の重要性については充分認識していた。ところが、現実に今の教育委員会事務局の体制に照らして考えると、所管である幼稚園を超えて、保育所や認定こども園の保育士等に対する研修業務を担うことについて、必要性は分かりつつも、体制との関連でなかなか踏み出せなかった。ただ、今回の 9 月定例会の質疑を契機として、知事部局から教育委員会の専門的な知見をもって応援してほしい、手助けしてほしいという強い要請を受けている。この補助執行の協議に対して、我々は大きな方向性としては、保育所、認定こども園の保育士等に対する支援を充実していきたいと考えているが、一方で体制整備の課題もある。我々の側でも、来年度に向けて一定の体制整備を検討していくということが、ある程度前提にならないと、知事部局に対して責任を持って回答することも難しい点がある。幼児教育に係る体制整備については、予算や組織体制の整備にかかわることは、知事部局との意見

調整が必要である。また、知事部局との意見調整を前提として、予算にかかわることであれば、予算案として県議会に提案し、県議会の議決が必要である。そういう意味では、現時点で、私どもの単独の判断で何かができるということを言い切ることはできないが、9月定例会の質問の中で、園山繁議員からぜひ検討を急いでしっかりと改善を図るべきではないかというようなご指摘もいただき、私としても悠長に検討している暇はない、それだけの重要な課題であるというように認識をしている、とお答えしたところであり、どこまでできるか現時点ではっきりしているわけではないが、精一杯体制整備を図りながら、知事部局からの応援要請にこたえていく必要があるのではないかと、このように現時点で判断していることを申し添えさせていただきたい。

○浦野委員 県で保育所やこども園の先生の研修を行うということか。

○鴨木教育長 保育所や認定こども園にかかわる事務については、島根県の中でも知事部局健康福祉部の所管であり、既にこれまでそういった事務は執行してきている。一方で、健康福祉部の中には、特に教育面での知識を持った、例えば教育職員としての経験を持った職員を配置できるわけではないので、保育所や認定こども園等からの現場のニーズに応じて、教育面にかかわるような研修は、健康福祉部だけではやりにくかったという事情があると思われる。したがって、そういう意味で、教育委員会事務局で、幼稚園を対象とした幼稚園教諭に対する支援業務は現に担っているの、それを少し準用したり、体制整備を図る中で拡大をするなりして応援をしてほしいと、このような知事部局からの補助執行の協議である。

○浦野委員 公立の幼稚園は、市の管轄で設置し、幼稚園の先生も市で採用していると思うが、そこのかわりはどうなるのか。

○鴨木教育長 幼稚園については、公立幼稚園の設置者は市町村、その管理は市町村教育委員会が所管している。保育所は、公立の保育所以外にも、法人立の認可保育所、そして認可外の保育所的な施設が実態として重要な保育施設としての役割を担っている現実もある。そこに対する教育上の支援が、市町村だけでは担いにくい実態もあり、それをサポートすべき県の健康福祉部としても、専門的知見を有する職員が配置しづらいという事情もあり、従来はなかなかできていなかった。したがって、現在、健康福祉部では、直接職員が担えないので、外部委託し、委託業務の中で現場に対する支援を実施している。そういう従来の手法は引き続き行いながら、教育委員会の幼児教育に精通した教育職員の知見を活用してもらいたい、こちら側の体制整備を整えば、その支援を拡大してほしいと、そのような流れの中での補助執行の協議があったものである。

○浦野委員 この保育所、認定こども園は、公立ではないと捉えた方がよいか。

○鴨木教育長 公立と、そして認可外のものも含めて、知事部局が本来所管する研修業務を、教育委員会でも手伝ってほしいという協議である。

○浦野委員 0歳から5歳という、かなり年齢に幅があり、発達段階で随分異なる

ため、研修計画も綿密に準備が必要であると思うので、しっかり行っていただきたい。

○藤田委員 知事部局から協議があり、また教育委員会としても体制を整えながら、子ども達の一貫した教育を考えていくことは、少子高齢化の中で、子ども達を大切に育てていくためには必要なことだと考える。手伝いができるのであれば、そのような方向性で進んでいくべきではないかと思う。

○森委員 最近、保育園、保育所が市立から私立へ移行していくものもあり、またこども園へ移行していくものもある。保育園は、保育のできない家庭が子どもを預ける場所であり、保育のできない家庭が最近多くなっているのが現状である。幼児教育の大切さという観点から、教育委員会が手伝い、研修を強化するなど体制を整えていく必要性を感じる。課題は多くあると思うが、急いで対応していかなければならないと考えている。

○出雲委員 働くお母さん達にとって保育所は、なくてはならないものであり、今、島根県が取り組んでいる教育の魅力化は保小中高と一貫しての教育の魅力化という意味合いもあると思うので、手伝う方向性でよいと考える。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第 55 号 17 市町村教育委員会教育長からの要望書について (総務課)

○仁科総務課長 報告第 55 号 17 市町村教育委員会教育長からの要望書についてご報告する。

資料3の1ページをご覧ください。10月19日に17市町村教育委員会教育長連名により、教職員人事権の移譲をせず現行制度を堅持されたい旨の要望書が提出された。当該要望書は、資料3の2ページ、3の3ページに添付している。また、資料3の4ページ、3の5ページには人事権移譲に関するこれまでの主な経緯等をまとめている。これは前回の会議でもお示ししているが、今回の要望書の概要を追記したのでご覧ください。読み上げると、中核市等に人事権の移譲が行われることになれば、県費負担教職員制度にひずみが生じ、県全体の子ども達の教育への悪影響が懸念される。したがって、現行制度を堅持したうえで、人事制度の運用面、教育事務所の在り方や人事異動細則などの工夫改善を図られたい。なお、教職員人事権の移譲によって懸念される主な事項は、次のとおり。①教職員の志願者に偏りが生じ、県全体として教職員の数と質の確保が困難になる。②常勤講師の確保が困難になる。③中核市以外の教職員の人事異動が変則化し膠着化する。④教職員の年齢構成や管理職の均衡が崩れる。⑤中核市と他市町村との人事交流については、実情の把握が困難

になり事務が煩瑣となるなど、利点が見い出せない。という内容である。なお、資料3の6ページからは、9月定例会における教職員の人事権移譲についての細田重雄議員の質問とそれに対する知事と教育長の答弁を載せている。また、資料3の8ページからは前回の教育委員会会議における町村議会の意見書についての会議録の速報版を添付しているので、ご確認いただきたい。

○鴨木教育長 教職員の人事権の問題については、前回の教育委員会会議において、11の町村議会から地方自治法に基づく意見書が提出されたことをご報告し、それを踏まえて各委員から感想、意見等をいただいたところである。資料3の8ページには、異例ではあるが、会議録確定手続き前の速報版としての会議録を、あえて論点整理の意味で添付した。前回、意見交換を行う中でこの問題について教育委員会としての論点整理を試み、そして最後のまとめとして、現時点で教育委員会会議としての意見集約に入ることには慎重になる必要があるため、各委員の感想、意見を披露していただくまでに留めるとしたところである。したがって、本日も教育委員会会議として意見集約は行わないという前提の中で、17市町村教育委員会教育長からの要望を受けて、各委員から感想、ご意見があればご披露いただきたい。

○真田委員 他県で教職員人事権の移譲を行い、成功している事例はあるか。

○福間学校企画課長 中核市で人事権が移譲されている事例は全国で1例のみである。他の中核市で移譲される動きは聞いていない。

○藤田委員 各市町村の教育長が、島根の子ども達のことを考え、問題点を検討したうえで、このような要望書を提出されたことは非常に重みがある。松江市がどのような考えで、どの程度までのことを求めているか見えない中で、皆さんが一抹の不安を抱えていること自体が、一番の問題ではないかと思う。私達はこの要望を重く受け止めて、島根の子ども達が平等により教育を受けられるよう、慎重に考えるべきだと思う。常に島根の子ども達のことを中心に考えていきたい。

○森委員 県下の子ども達が平等に同じ教育を受けられることが、一番大事であると思うので、松江市の要望に関しては少し疑問を感じることもある。実際に松江市の教育に携わる方のご意見も伺いたいところである。

○鴨木教育長 私は、9名の市町村教育委員会教育長から、10月19日に直接この要望書を受け取り、これを補足する現場の実情についても説明を受けた。その際に感じたことを、教育委員会会議としての意見集約を図るという意図ではなく、各委員の今後の判断の参考としていただければという趣旨で、発言させていただきたい。

松江市の要望は、教職員人事権の移譲を求めるものではあるが、具体的な人事権移譲の中身が現時点では不明であり、また、なぜ人事権の移譲が必要なのか、その目的意識についての論理にわかりづらい点がある。これが松江市の要望の現時点の状況である。このような状況を踏まえて、17市町村教育委員会教育長から、県費負担教職員制度を堅持したうえで制度運用面での工夫改善に向けて検討していくことの方が大切ではないかという趣旨の要望があった。このことは、松江市の教職員人事権の移譲を求める方向性とは、現時点で一定

程度主張に開きがあるように受け止めた。このような主張の開きが、あたかも市町村教育委員会の中で対立があるかのように強調されて、県民、現場の教職員、あるいは保護者に伝わっているきらいもあり、そのことが無用の混乱を生みかねないような状況に至っているようにも感じる。このような対立構図が強調され過ぎることは、島根の子ども達の教育にとって良いことではないだろう、あるいは教育を担う現場の教職員に不安を感じさせるような状況は好ましいことではないだろうと強く感じている。この状態を円満円滑な方向で打開していくために、県内 19 の市町村教育委員会と県教育委員会がよく話し合うことが必要であると感じている。その際、抽象的な理念論も大事ではあるが、それだけではなく、実務上の具体的な課題について建設的な議論を進めていくことが望まれているのではないかと感じている。どのような検討の場であれば、すべての市町村教育委員会が参画をして話し合いを始めることができるのかについては、現時点で先行きを見通すことができにくい状況であるが、適切な検討の場を設けることができれば、話し合いに入れる可能性は十分にあると考えている。私としては、17 市町村教育委員会教育長連名の要望を受けたので、今後、各市町村教育委員会の考えを丁寧に伺いたい。その中で、すべての教育委員会が参画しやすい検討の場や、検討テーマについて、方向性が見つかればよいのではないかと感じているところである。しかしながら、市町村は 19 あるため、このプロセスにはしばらく時間がかかると思っているが、検討の入口を丁寧に探ることにより、その後の建設的な話し合いにつなげていくことを目指してしばらく汗をかいてみたい。

本日の段階で、教育委員会会議として意見集約を図ることはあえてしないが、島根の子ども達のため、そして現場の教職員が安心して目の前の子どもに向き合うことができるように、そのことを第一に取り組みたいと考えているので、ご了承いただきたい。

――原案のとおり了承

第 56 号 平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（教育指導課）

○村本子ども安全支援室長 報告第 56 号平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」についてご報告する。

資料 4 の 1 ページをご覧ください。毎年、文部科学省が行う調査にあわせ、島根県の状況を報告するものである。今回の調査から、調査の名称が変更になった。これは、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に係る付帯決議において、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう

配慮することとされたことを踏まえ、今回の調査から、問題行動と不登校を分けて生徒指導上の問題ではなく課題として調査を行っている。

次に、資料4の2ページをご覧ください。暴力行為の発生件数は、合計796件。前年比280件増、54.3%増であった。暴力行為が増加している理由としては、いじめの正確な認知が進んできたことに伴い、児童生徒の状況を細かく把握し、組織で対応することが定着してきた結果であると考えている。暴力行為件数は増えているが、かといって学校が荒れているということではないと認識している。学校現場が、細かいところまでしっかり目を行き届かせている証であり、教職員が暴力行為の認識を共通理解できたことで、些細な事案も学校長へ報告される組織となり、細かく記録をとっていたことが、増加の大きな理由であると分析している。暴力行為に対する今後の対応は、未然防止対策の推進として、児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくりを進め、児童生徒の所属感や自己有用感を高める取組などを進めていく。教育相談体制の見直しや組織的対応の確立として、各学校において教育相談コーディネーターの指名を行い、教育相談体制の再構築を進める。

次に、資料4の3ページをご覧ください。いじめの認知件数は、合計で1,618件。前年比664件増、69.6%増であった。このうち、いじめの状況は、平成28年度末で解消しているものが全体の92.0%である。いじめの内容としては、「冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる」や、「軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする」が、主なものであった。いじめの認知件数が増加した理由であるが、校長会をはじめ教員研修の場で、いじめの正確な認知に対する啓発を行った結果、法に照らした正確な認知が進んだことによるものだと考えている。いじめの対処は、初期段階のものも含めて積極的に認知することが、その解決に向けた取組のスタートラインに立っていることになるので、いじめへの対応を積極的に行うためには、しっかりと認知することが大切だと考えている。今後も、積極的に認知するよう学校現場へ働きかけていきたいと考えている。いじめ問題に対する今後の対応については、資料に記載しているが、なかでも、いじめ等対応アドバイザーの活用として、本年度から法律の専門家を県内各地に派遣できる体制を整えている。また、日頃からの観察、面接、調査、アンケートを推進し、早期発見、対応を進めていく。スクールカウンセラーの配置も拡充し、スクールカウンセラー教育相談体制を強化していく。

次に、資料4の4ページをご覧ください。小・中学校長期欠席者のうち不登校児童生徒の状況についてであるが、合計で781人。前年比82人増、11.7%増である。増加した理由には、様々なケースがあり、一概には言えないが、学校における人間関係に課題、無気力、不安の傾向がある生徒が該当し、具体的には、いじめを除く友人関係をめぐる問題や学業の不振などが小中学校に共通する主な理由と考えられる。また、中学校入学など、新しい環境になった際の人間関係を構築することが難しいこと

も理由の一つであろうと考える。小中学校の不登校児童生徒への今後の対応は、先ほどもご説明したスクールカウンセラー活用事業やスクールソーシャルワーカー活用事業、子どもと親の相談員の配置等によって教育相談体制の充実を図る。また、教育相談コーディネーター養成の研修にも取り組んでいく。

次に、資料4の5ページをご覧いただきたい。高等学校長期欠席者のうち不登校生徒の状況は、208人。前年比8人増、4.0%増であった。全日制は平成25年度から減少傾向であり、定時制は前年と比べ増加している。不登校の理由は、学校における人間関係に課題、無気力、不安の傾向があることに特徴がある。具体的には、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業の不振、進路に係る不安が理由と思われる。高等学校の不登校生への今後の対応としては、小中学校と同様に、教育相談体制の充実を進めていく。教職員の資質向上のために、3年間ですべての県立学校へ子ども安全支援室の指導主事が出向き、指導助言する研修を充実する。

最後に、資料4の6ページをご覧いただきたい。高等学校中途退学者の状況は、合計317人。前年比236人増、91.4%増であった。中途退学者のうち、通信制の人数が大幅に増加しているが、これは在籍しているが、科目履修届が提出されない、また連絡がつかないなどの活動していない生徒を除籍したことによるものである。全日制での退学者の増加については、先に述べた全日制の不登校生が減っている状況であるので、この関係について分析しかねているところである。今後、学校訪問等を通して個別具体の事例から、中途退学の理由の分析を進めたいと考えている。中途退学予防等への対応としては、教育相談体制の充実として、宍道高校と浜田高校定時制・通信制に教育相談員を配置しているが、本年度から三刀屋高校掛合分校にも配置している。また、中途退学者への支援として、宍道高校及び浜田高校定時制・通信制を拠点にそれぞれ2名の連絡調整員が、ひきこもりにならないよう、社会参加に向けての支援を行っている。

○藤田委員 いじめ認知件数が増加したことについては、説明があったように、良い方に考えれば、教員の目が行き届き生徒の実態が把握できていると捉えることができる。高等学校全日制について、長期欠席者は減っているのに、中途退学者は増加していることの理由の分析を進めていくとの説明であったが、大切なことであるのでぜひお願いしたい。

また、この調査結果について、現場の教員の感想などは聞いているか。特に、不登校の人数が増加していることについて、現場の教員の悩みや、解決のための対応方法など、現場の声を聞いていければ伺いたい。

○村本子ども安全支援室長 この調査は毎年行っているものであるが、以前は、学校間、地域間での格差が大きかった。いじめを敏感に感じ、認知をしている学校もあれば、いじめが0件のところもあった。本当に0件なのかということについては、文部科学省からも指導があり、また我々も学校現場へ出かけて説明を行い、様々な会議や

研修の際にも説明を行い、だんだん細かく認知をしていただくようになり、このような結果が出ている。なかには、このようなことまで報告が必要なのかという意見もあるが、法に照らしてきちんと被害性に着目をして、いじめであるとされれば認知をしていただくよう説明している。学校が敏感に感じるものが、その後の対応につながるため、見逃さないことが大事であると考えている。

不登校については、どの学校も非常に苦慮している。一律に同じ方法で対応ができないため、非常に難しさを感じているという意見を多く聞いている。各学校では、教育相談担当、生徒指導担当などが、それぞれ業務を受け持っているところであるが、今年度からは新たに教育相談コーディネーターを指名し、不登校やいじめ問題なども含めて、チーム学校として対応できる体制を整えるよう依頼している。また、今後難しいケースになる可能性のある事案を把握するため、積極的に教育相談コーディネーターとスクリーニング会議を開催し、早期発見、対応につなげていきたいと考えている。

○出雲委員 不登校の人数を見て驚いた。先ほどの説明で、学校内での人間関係が不登校の理由の一つであるとのことであったが、人間関係とは生徒児童どうしのことであるのか、教員と生徒の間のことであるのか、その内容を伺いたい。

○村本子ども安全支援室長 この調査では、具体的な内容は分からないが、各学校から聞いたところでは、ほぼ生徒間の人間関係である。

○森委員 長期欠席者のことが、とても心配である。例えば27年度が192人、28年度が220人とあるが、この220人の中には27年度にカウントされた児童も含まれていると思う。カウンセラーなどに入っていて、一日も早く学校に登校できるようになればよいと思う。それから、中途退学者のこともとても心配である。せっかく学校に通っていながら、何かの理由で退学してしまった。その後、連絡がとれる生徒、家から外出できない生徒などもあると思うが、悪い道に入ってしまう心配もある。中途退学者の支援として示されている連絡調整員活用事業で、学校へは戻れなくても、社会の一員として生活していけるよう導くことも大切ではないかと思う。

また、資料4の2ページ、暴力行為に対する今後の対応の中で、言語活動の充実とあるが、これは暴力行為の未然防止対策とどのような関係があるか。

○村本子ども安全支援室長 まず、ご質問の件についてであるが、やはりカッと納めてすぐ手が出ることを防ぐためには、自分が嫌だと思ったことを言葉にして相手に伝えることができる、しかも相手も嫌な気持ちにならないような言い方ができるようにすることが必要である。そのためには、やはり言語活動、自分の思いを相手に伝える力を高めていかなければならないと考えている。

委員のおっしゃるとおり、不登校が長期化している生徒の約半数は、前年度から引き続いたものである。そのため、新規の不登校をつくらないよう、学校には様々な方法で働きかけをしているところである。

連絡調整員は、学校をやめて家に引きこもりそうな生徒の支援を行うものであるが、教育委員会だけではなく、福祉部局の子ども若者サポートセンターへつなげるなど、社会との関係を切らないよう、悪い道に行かないようにと支援を行っているところである。

○真田委員 小学校の暴力行為の発生件数が26年、27年、28年と急激に増えているのはなぜか。

○村本子ども安全支援室長 学年別で見ると、低学年の認知件数が大幅に伸びている。今までは、学級担任が「もうやめなさい」と指導して、そこで終わっていたトラブルも、学校の組織へ報告し、いじめや暴力行為であると、きちんと認定をして記録に残した結果、件数が増加したと考えている。

○真田委員 定時制・通信制の高校に勤務していた時に、アンケートQ Uを使っており非常によかった。しかし、もう一歩進んだ活用ができていないため、上手な活用方法が分かると、もっとよい情報提供になるのではないかと思う。

また、宍道高校、浜田高校などに教育相談員が配置されているが、これが学校の生命線である。評価をしない立場の人が、生徒の悩みを待っていないで出かけて行って話を聞くことで、生徒の気持ちも軽くなり、また教員にも情報が入るといったことがあるため、今後も配慮していただきたい。

それから、資料4の5ページ、不登校生徒への今後の対応の中で、中高連携による早期の情報共有が挙げられているが、これが多分うまくいっていないと思う。小学校から中学校へは情報が上がるが、高校のところで切れてしまう。入試に影響するのではないかという恐れを持っている中学校もあるが、高校では絶対にそのようなことはないため、その点について強く指導いただきたい。

○村本子ども安全支援室長 アンケートQ Uは、我々も非常に有用なものであると考えている。最近では、教職員向けのアンケートQ Uの研修会を、基礎編、応用編と年に2回実施しており、具体的に活用してもらえよう研修を進めているところである。

教育相談員については、該当学校の校長からも非常に役立っているという意見を聞いており、今後も配置を継続していく考えである。

情報の連携については、入試前の段階では、委員のおっしゃったことがあるかもしれないが、入学前の段階では、現在ではしっかりと連絡がとれる体制ができている。情報共有されている具体的な内容は把握していないため、委員のご指摘の点について、今後広めていきたい。

○浦野委員 資料を最初に見た時に、暴力行為の発生件数、いじめの認知件数が増えていることに非常に驚いた。説明を聞き、増えた理由は分かったが、増えたことを認知が進んだので良かったと判断する一方で、やはり後は減らしていく方向に行っていただきたい。また、高校の中途退学者が非常に多い。島根県では、県外生をかなり受け入れているが、中途退学者の中に県外生はいるか。

○村本子ども安全支援室長 県外生の有無は調べれば分かるが、この調査は人数のみの報告であるため、現時点では分からない。

○浦野委員 県外生を受け入れ、魅力化を行っている限りは、親が恋しくなって退学した生徒がどれくらいいるのか、そのようなところも把握しておく必要があるのではないかと感じた。

○出雲委員 先ほど、学校内の人間関係について質問したが、先日市町村教育委員会教育長から、学校の業務が多忙でなかなか子どもにきちんと目を向けることができないということ聞いた。教員と子どもの間の人間関係による不登校という報道を見聞きするが、これは教員の多忙感やストレスも関係しているのではないかと思う。この調査の数字とは直接関係があるわけではないが、今後の対応の中で、教員の多忙感、ストレス、働き方なども含めて考えていただけたらと思う。

○村本子ども安全支援室長 委員のおっしゃるとおりである。我々が今できることとしては、例えばいじめで保護者と学校の間で非常に苦慮している時に、いじめ等対応アドバイザーなどを派遣して、法律の専門家の視点で解きほぐすことや、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、担任が一人で抱え込むのではなく専門家の意見も聞きながら対応できるようにすることなどである。業務が少しでも軽減できるような方向で考えているところであるが、委員のご指摘の点なども含めて今後考えていく必要がある。

――原案のとおり了承

第 57 号 平成 29 年度しまね子ども絆づくりサミットについて（教育指導課）

○村本子ども安全支援室長 報告第 57 号平成 29 年度しまね子ども絆づくりサミットについてご報告する。

資料 5 ページをご覧ください。いじめ問題に対して児童生徒自身が主体的に取り組んでいる学校の交流を行うことによって、各校のいじめ防止の取組を一層推進するとともに、県内での取組を充実させ、子ども同士の絆づくりを促進させることを目的に、平成 27 年度から開催しており、今年度で 3 回目となる。

今年は、11 月 12 日（日）出雲合庁で開催し、県内四つの中学校から 15 名の生徒が参加する予定である。参加校の取組事例の発表やグループ協議を行い、いじめの早期発見や対処について意見交換を行う。参加生徒の活発で有意義な議論を期待している。

○藤田委員 参加する学校を伺いたい。

○村本子ども安全支援室長 出雲一中、佐田中、安来二中、吉賀中である。

○鴨木教育長 参加校は、どのようなプロセスを経て決定したのか。

○村本子ども安全支援室長 開催地が出雲であるため、近隣の学校に特に力を入れて周知した。出雲市以外の学校は、自ら参加したいと手を挙げた学校である。吉賀中は学校を挙げて取り組んでおり、3回連続の参加である。安来二中は、安来市の生徒会の联合会代表として発表いただく予定である。参加する学校数は少ないが、広がりは大分出てきたと考えている。

――原案のとおり了承

第 58 号 平成 29 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰（小中学校、特別支援学校）について（社会教育課）

○前田社会教育課長 報告第 58 号平成 29 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰（小中学校、特別支援学校）についてご報告する。

資料 6 ページをご覧ください。優良 P T A 文部科学大臣表彰の小学校・中学校部門として大田市立池田小学校 P T A が、特別支援学校部門として島根県立松江清心養護学校 P T A が表彰されることになった。この表彰は、優秀な活動実績をあげている P T A を、各県が 3 団体以内を選考して文部科学省へ推薦を行い、文部科学省が表彰するものである。幼稚園こども園、小中学校、県立高等学校、特別支援学校、私立の中学高等学校の各 P T A 連合会等へ候補団体の推薦依頼を行い、推薦のあった団体を対象として県の選考委員会において推薦団体を選定し、文部科学大臣に推薦した。なお、高等学校部門は、島根県立隠岐島前高等学校 P T A の表彰が既に決定し、8 月の教育委員会会議においてご報告した。

今回の 2 校の主な表彰理由は資料に記載しているが、大田市立池田小学校 P T A は、地元の中学校が数年前に閉校となり、地域の核としての存在が一段と大きくなるなか、学校と地域をつなぐ役割を一層強め、「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に、地域と密接に連携を行い、積極的に地域行事にかかわっている。P T A が中心となって、放課後子ども教室を立ち上げ、地域の多くの団体と連携して運営されている点や、地域の伝統芸能「田植え囃子」の伝承活動に P T A として積極的に関わるなど、地域が一体となった様々な活動に貢献している点などが評価されていると考えられる。

島根県立松江清心養護学校 P T A は、肢体不自由のある児童生徒をケアするための積極的な活動に取り組んでいる。福祉制度等に関する充実した研修会の実施や、防災に関する取組として、肢体不自由のある児童生徒が活用しやすい防災頭巾の製作や活用に加え、登下校時等における被災時の避難方法等を地域の公民館に伝えるなど、障

がいのある子ども達の防災対策を学校から地域に発信し、地域で見守る体制づくりに努めている点などが評価されていると考えられる。

――原案のとおり了承

第 59 号 平成 29 年度社会教育功労者文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○前田社会教育課長 報告第 59 号平成 29 年度社会教育功労者文部科学大臣表彰についてご報告する。

資料 7 ページをご覧ください。この表彰は、多年にわたって社会教育の振興に功労のあった個人や団体を、各県が 2 名以内を選考して文部科学省へ推薦を行い、文部科学大臣が表彰を行うものである。本県からは 2 名が表彰されることとなった。

有馬毅一郎氏は、県内の小・中学校勤務や島根大学教授、県立青少年の家運営委員、放送大学島根学習センター長等を経て、平成 16 年からは県社会教育委員を務めていただいている。これまで、座長や会長として、県教育委員会に対して提言や答申をいただいている点や、松江市の社会教育委員や、松江地区社会教育委員連絡協議会会長としてもご尽力いただいている点などが評価されていると考えられる。

永井康隆氏は、今年の 3 月まで飯南町社会教育委員連絡協議会の会長や、出雲地区社会教育委員・生涯学習委員連絡協議会の副会長としてご尽力いただいた方である。飯南町の公民館長を 13 年務め、公民館職員の能力向上などに積極的に取り組まれたことや、青少年育成会議会長としてもご尽力いただいた点などが評価されていると考えられる。

――原案のとおり了承

第 60 号 平成 29 年度障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○前田社会教育課長 報告第 60 号平成 29 年度障害者の生涯学習支援活動に係る文部科学大臣表彰についてご報告する。

資料 8 ページをご覧ください。この表彰は、文部科学省が今年度から障害者学習支援推進室を設け、福祉・保健・医療・労働等の関係部局と連携した、進学や就職

を含む切れ目ない支援体制の整備、障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育、障がい者のスポーツや文化芸術活動の振興などに取り組むための一環として、今年度に新たに創設された表彰制度である。

障がいのある方々が生涯を通して教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができるよう、多様な学習を支える活動を行う個人や団体を、各県が2件以内を選考して文部科学省へ推薦を行い、文部科学大臣が表彰を行うものである。

本県は、教育庁における本庁各課や特別支援学校、知事部局の関係課、全市町村、PTA連合会等の関係機関へ、直接、及びそれらを経由した関係団体に対して、幅広く推薦の依頼を行った結果、公益財団法人島根県障害者スポーツ協会1件の推薦があり、県の選考を経て、文部科学大臣表彰が決定した。

なお、今回の表彰対象は、全国合計で61件であり、分野別では、学習関係が29件、スポーツ関係が21件、文化関係が11件である。個人・団体別では、個人が14件、団体が47件である。

当団体の主な表彰理由は資料に記載しているが、障がいの種別を問わず、トップアスリートを育成する活動から、地域でのスポーツ活動まで、幅広い活動を行っている。支援者確保のための指導員の活動強化や、障がい者に対する社会の理解を促進するための活動を広く行っていること、生涯スポーツを通して、障がい者の社会参加の促進に貢献していることなどが評価されていると考えられる。

また、この表彰の対象となる基準は、活動の分野や内容、継続年数等が厳しく限定されるものではないため、次年度以降も更なる周知に努め、対象となる団体が推薦、表彰されるよう努めていく。

―――原案のとおり了承

第61号 第5回古代歴史文化賞について（文化財課）

○山根世界遺産室長 報告第61号第5回古代歴史文化賞についてご報告する。

資料9ページをご覧ください。古代歴史文化賞は、2013年に創設された賞で、今回で第5回を迎える。この賞は、島根県が提唱し、古代の歴史文化にゆかりの深い三重県、奈良県、和歌山県、宮崎県と共同で企画するもので、5県が連携して古代歴史文化に関する書籍を表彰することを通して、国民の歴史文化への関心を高め、豊かな歴史文化に恵まれた各県の交流人口の増加を促すとともに、各県民の郷土への自信及び誇りを醸成することを目的として開催している。

今年度は、本日、11月1日の午前中に選定委員会が開催され、14時、先ほどから、東京の帝国ホテルで受賞作の発表が行われている。受賞作については、後ほど教育委員の皆様へ情報提供する。

なお、今後は東京会場及び松江会場において、受賞者による基調講演などの記念行事が予定されている。

――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第14号 平成30年秋の叙勲候補者の推薦について (総務課)

――原案のとおり議決

第15号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

――原案を一部修正のうえ議決

(承認事項)

第6号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

――原案のとおり承認

(協議事項)

第 12 号 いじめ「重大事態」報告書について (教育指導課)

――資料に基づき協議

(報告事項)

第 62 号 平成 29 年度人事委員会勧告及び報告の取扱について (総務課)

――原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 16時50分